

一般社団法人山形県産業資源循環協会 労働災害防止 2 力年計画（令和 8 年度から令和 9 年度まで）

1 はじめに

公益社団法人全国産業資源循環連合会(以下「全産連」という。)においては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第 3 次労働災害防止計画(以下「第 3 次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和 9 年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「労働災害防止3カ年計画(令和 5～7 年度)」の事業及び成果を検証した上で、「労働災害防止2カ年計画(令和 8～9 年度)」を策定し、会員企業の労働安全衛生水準の尚一層の向上と、安心・安全な労働環境下での外国人育成就労・特定技能制度の活用等を推進する。

2 目標

- (1) 令和 9 年の死亡者数をゼロにする。(令和 5～7 年の死亡者数ゼロ ⇒ ゼロを継続)
- (2) 令和 9 年の休業 4 日以上の死傷者数を、令和 5～7 年の実績平均に比して 20%以上減少させる。(令和 5～7 年の死傷者平均 18 人 ⇒ 令和 9 年 14 人以下)

3 重点実施事項

- (1) 「山形ゼロ災運動」(10/1→11/30、山形労働局主催)への参加会員企業数を増加させる。
(R5 64 会員 ⇒ R6 67 会員 ⇒ R7 57 会員)
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
(R5 39 会員 ⇒ R6 46 会員 ⇒ R7 49 会員)
- (3) 当業界で発生件数の多い労働災害(①墜落・転落②はさまれ・巻き込まれ③転倒)の件数を減少させる。(R5 10/20 件 50% ⇒ R6 16/19 件 84% ⇒ R7 12/17 件 70%)

4 活動目標

2 の目標を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

- (1) 「山形ゼロ災運動」(10/1→11/30、山形労働局主催)への参加会員企業数を、令和 5～7 年の実績平均に比して 10%以上増加させる。
(令和 5～7 年平均 62 会員 ⇒ 令和 9 年 69 会員以上)
- (2) 安全衛生規程を作成した会員企業数を、令和 7 年に比して 10%以上増加させる。
(令和 7 年 49 会員 ⇒ 令和 9 年 54 会員以上)
- (3) 当業界で発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)の件数を、令和 5～7 年の実績平均に比して 20%以上減少させる。
(令和 5～7 年の平均 12 件 ⇒ 令和 9 年 9 件以下)

5 活動目標を達成するための当協会における取り組み

4(1)～(3)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 経営者の意識改革を図る。

- ① 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、事業主に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ② 全産連が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、事業主に対して「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を積極的に開催するとともに、安全衛生サポート事業の活用を呼び掛ける。
⇒ 支部単位的安全衛生研修会 R8 最上、庄内 (R7終了 村山、置賜)
- ③ 事業主に対して、問題点や課題等を整理してもらうため、全産連ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ④ 安全衛生モデル事業所を視察し、取り組み内容を会報誌等で紹介する。
- ⑤ 山形県環境学習支援団体(環境学習の場の提供等)への認定及び受け入れを促す。
- ⑥ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業主の安全に対する意識を高める。

(2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員、幹事等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 全産連ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」や「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を安全衛生委員会と青年部会が合同で開催するなどして、安全衛生規程に関する理解を深める。

(3) 当業界で発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)を減少させる。

- ① 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 全産連が提供する労働災害情報を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施を呼びかける。
- ④ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。

- 厚生労働省 兵庫労働局「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/newpage_00002.html

- 厚生労働省 栃木労働局「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/001016462.pdf>

- 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501_24.html

(4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 支部組織や青年部会を通じて、調査への回答を呼びかける。
(回答数 R4 147/239 件 61.5% ⇒ R7 198/235 件 84.3%)

(5) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業(研修会等)について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署等と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ④ 支部組織や青年部会において、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施するとともに、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。

(6) 全産連が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 全産連が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用するなど、事業者に対し、全産連のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに全産連安全衛生サイトへのリンクを張る。
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>
- ③ 総会、理事会、支部会議等で全産連が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(7) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 理事、委員、幹事等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
- ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 全産連が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明するとともに、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて活用を周知する。

(8) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 全産連が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。

- ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。

(9) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 全産連が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html
 - 全産連 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(10) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「化学物質のリスクアセスメント実施支援」
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>
- 全産連 安全衛生サイト
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>